

付 議 第 2 号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案等に係る意見聴取に関する議案

令和4年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

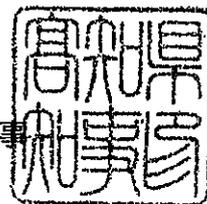
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



4 高政企第 149 号
令和 4 年 9 月 1 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 4 年 9 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 4 年 9 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案
- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 3 令和 4 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月 日提出

高知県知事 濱田 省司

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条-第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第12条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第13条・第14条)

第5章 雑則(第15条)

附則

第1条の前に次の章名を付する。

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「年齢60年」を「年齢65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「のいずれか」を「に掲げるいずれかの事由」に、「認めるときは、その」を「認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をい

う。以下この条において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の退職により」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず、公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「交替がその」を「交代が当該」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、同項ただし書中「その期限は、その」を「当該期限は、当該」に、「定年退職日」を「定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」に改め、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」を「任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」に、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢による降任をする職）

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職員が占める職（これらの職のうち、病院、福祉保健所等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下この条において「一般職員給与条例」という。）第9条第1項、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下この条において「学校職員給与条例」という。）第12条第1項又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき管理職手当を受ける職員
- (2) 次に掲げる職員（前号に掲げる職員を除く。）
 - ア 一般職員給与条例別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
 - イ 一般職員給与条例別表第3研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が

4級以上であるもの

ウ 一般職員給与条例別表第4の2医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

エ 一般職員給与条例別表第4の3医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの

オ 学校職員給与条例別表第1小学校・中学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの

カ 学校職員給与条例別表第2高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの

キ 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官

(3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)の適用を受ける職員で前2号に掲げる職員との権衡を考慮して企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。)で定めるもの

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 管理監督職勤務上限年齢(法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢をいう。以下同じ。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、他の職への降任(法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をいう。以下同じ。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力(法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力をいう。次条第3項において同じ。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者は、他の職への降任（法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をいう。以下同じ。）」とあるのは「高知県警察本部長は、特定地方警務官（警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。以下この項において同じ。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下この項において「特定任命」という。）」と、前項第1号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「降任」とあるのは「特定任命」と、「当該降任」とあるのは「当該特定任命」と、同項第2号中「降任」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「他の職への降任」とあるのは「特定任命」と、「管理監督職が」とあるのは「管理監督職（警察法第56条の4第1項に規定する管理監督職をいう。以下この号において同じ。）が」と、「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「上位職職員」とあるのは「上位職特定地方警務官」と、「降任をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日があ

る職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の繰上げ)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該

異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第14条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第15条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第2項から第5項までを次のように改める。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第 号）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員に相当する職員であって第3条の規定を適用するもの（次項において「医師等」という。）の定年は、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医師等を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

5 高知県警察本部長は、当分の間、特定地方警務官（警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（高知県職員定数条例の一部改正）

第2条 高知県職員定数条例（昭和24年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(定年前提任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前提任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前提任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前提任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の3を削る。

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の5の見出し中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第9条の2」を「第5条、第6条、第9条の2」に、「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び9項を加える。

(定年に関する経過措置)

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第21項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 病院、福祉保健所等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員

(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に

- 規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- 20 任命権者は、附則第18項の規定の適用を受ける職員に対して、同項の規定により給料月額が異動することになった旨を通知するものとする。
- 21 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 25 附則第21項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第21条第5項（第22条第4項において準用する場合を含む。）及び第23条の3第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 26 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		187,000	214,700	259,100	279,400	295,000	321,000	363,700	398,000	450,300
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	187,000	214,700	259,100	279,400	295,000	321,000	363,700	398,000	450,300
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

別表第3の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		217,000	262,700	288,700	332,100	392,300
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	217,000	262,700	288,700	332,100	392,300
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

別表第4の1の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		294,900	337,300	391,700	464,800
-------	--	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	294,900	337,300	391,700	464,800
---------------	--------	---------	---------	---------	---------

に改め、同表の2の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		188,000	214,800	247,200	260,800	287,100	329,000	372,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	188,000	214,800	247,200	260,800	287,100	329,000	372,100
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改め、同表の3の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		234,500	259,300	266,700	277,100	294,300	332,400
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	234,500	259,300	266,700	277,100	294,300	332,400
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。第10条第4号において「異動期間」という。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

第10条第3号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された同条

例第6条に規定する職を占める職員

第2条第2項中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

第17条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項から第6項までを削り、附則第7項を附則第2項とし、附則に次の1項を加える。

(一般職員給与条例附則第18項等の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等についての特例)

- 3 一般職員給与条例附則第18項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第18項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等についてのこれらの規定の適用については、これらの規定中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

第11条中「第2条第2項第2号から第5号まで」を「第2条第2項第2号から第6号まで」に改める。

(高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年高知県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{5}$ に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

第4条第2項中「「給料の月額」とあるのは、」を「「給料の月額 $\frac{1}{5}$ 以下」とあるのは」に、「除く。）」を「除く。以下この項において同じ。） $\frac{1}{5}$ 以下」と、「給料の月額 $\frac{1}{5}$ に」とあるのは「報酬の額 $\frac{1}{5}$ に」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第9条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「60歳に達した日以後」を「65歳に達した日後」に改め、「及び地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を削る。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

第5条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の2第1項中「退職した者」を「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった後に退職した者を除く。）」に、「附則第35項において」を「以下」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定任命により職員となった後に退職した者に関する準用規定）

第5条の3の2 第5条の2第1項（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。）により職員となった後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をいう。）と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含

む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条第1項並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第6条の2中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の」に、「同項第2号イ」を「同項第2号イ（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同条第1号中「特定減額前給料月額」を「特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。））。次号において同じ。）」に改める。

第6条の3の表第6条の2の項中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項（」に、「同条」を「第5条の3」に改め、同表第6条の2第1号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」を「特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）次号において同じ。）」に改め、同表第6条の2第1号の項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額」を「特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）以下この条において同じ。）」に改める。

第6条の5第1項中「第5条の2」を「第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号、第15条第1項第2号及び第3号並びに第17条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

附則第1項中「退職に因る」を「退職による」に改め、附則第2項から第21項までを削り、附則第22項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（次項において「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（次項において「旧電信電話公社」という。））」に改め、同項を附則第2項とし、附則第23項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法」を「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）」に改め、同項

を附則第3項とし、附則第24項中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第4項とし、附則第25項を附則第5項とし、附則第26項中「昭和48年条例第19号」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年高知県条例第19号。以下「昭和48年条例第19号」という。）」に、「第5条の3まで」を「第5条の3の2まで及び附則第17項から第23項まで」に、「附則第26項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第27項中「第5条の2」を「第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第20項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第28項中「第5条」を「第5条又は附則第18項」に、「附則第26項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第29項を附則第9項とし、附則第30項を削り、附則第31項を附則第10項とし、附則第32項を附則第11項とし、附則第33項及び第34項を削り、附則第35項を附則第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する俸給月額の変額改定をいう。）によりその者の俸給月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の俸給月額が変額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第36項を附則第14項とし、附則第37項を附則第15項とし、附則第38項を附則第16項とする。

附則に次の9項を加える。

17 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第17項」とする。

18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第18項」とする。

19 前2項の規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第 号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（以下「医師等」という。）が退職した場合に支

給する退職手当の基本額については、適用しない。

- 20 職員の給与に関する条例附則第18項、公立学校職員の給与に関する条例附則第18項又は警察職員の給与に関する条例附則第18項の規定による職員の給料月額の変定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 21 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、当該給料月額7割措置の適用を受けた日（以下この項において「7割措置日」という。）より前に第5条の2第1項の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）において、当該減額をされた日（第1号において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合を除く。以下「特別特定減額前給料月額」という。）が退職日給料月額よりも多く、かつ、当該7割措置日の前日におけるその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。ただし、人事委員会規則で定める場合については、この限りでない。
- (1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) その者が7割措置日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ア その者が7割措置日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合
- イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合
- (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合から前号イ及びイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
- イ 前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合
- 22 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわら

ず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

23 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「60歳（附則第19項に規定する医師等にあつては、65歳）に達する日」と、「退職の日において定められている定年から15年を減じた年齢」とあるのは「50歳（附則第19項に規定する医師等にあつては、55歳）」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳（附則第19項に規定する医師等にあつては、65歳）」とする。

24 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者（次項において「整理退職者等」という。）が60歳（医師等にあつては、65歳）に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「退職の日において定められている定年から15年を減じた年齢」とあるのは「50歳（附則第19項に規定する医師等にあつては、55歳）」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「60歳（附則第19項に規定する医師等にあつては、65歳）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、整理退職者等（医師等を除く。）が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条

第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

26 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	60歳
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	61歳
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで	62歳
令和10年4月1日から令和12年3月31日まで	63歳
令和12年4月1日から令和14年3月31日まで	64歳

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条の2 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の3を削る。

第15条の3第2項ただし書及び第15条の4第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削

る。

第22条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第12条の2」を「第6条、第7条、第12条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条に次のただし書を加える。

ただし、臨時的任用職員の給与の支給日については、任命権者が定める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第26条の2から第26条の5までを削る。

附則に次の見出し及び12項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第24項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 19 当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された臨時的任用職員の給料月額は、前項の規定の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。
- 20 附則第18項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- 21 附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第15条の3第2項の規定の適用については、同項中「19,000円」とあるのは「13,300円」と、「15,000円」とあるのは

「10,500円」と、「3,500円」とあるのは「2,450円」と、「2,800円」とあるのは「1,960円」とする。

- 22 附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第15条の4第2項の規定の適用については、同項第1号中「14,000円」とあるのは「9,800円」と、「8,000円」とあるのは「5,600円」と、「19,000円」とあるのは「13,300円」と、「11,000円」とあるのは「7,700円」と、同項第2号中「12,000円」とあるのは「8,400円」と、「8,000円」とあるのは「5,600円」と、「16,000円」とあるのは「11,200円」と、「11,000円」とあるのは「7,700円」とする。
- 23 任命権者は、附則第18項の規定の適用を受ける職員に対して、同項の規定により給料月額が異動することになった旨を通知するものとする。
- 24 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 26 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 27 附則第24項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 28 附則第24項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項

(第23条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第22条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料の額との合計額」とする。

29 附則第18項から前項まで(附則第19項を除く。以下この項において同じ。)に定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第24項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

「

再任用職員		226,500	275,900	303,600	330,500	413,400
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	226,500	275,900	303,600	330,500	413,400
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------

」

に改める。

別表第2の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

「

再任用職員		235,400	279,300	308,700	337,400	423,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	235,400	279,300	308,700	337,400	423,800
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

(高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正)

第11条 高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第12条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の3を削る。

第13条の4の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第9条の2」を「第5条、第6条、第9条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び11項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 18 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- 20 任命権者は、附則第18項の規定の適用を受ける職員に対して、同項の規定により給料月額が異動することになった旨を通知するものとする。
- 21 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 25 警察法第56条の4第1項の規定による任命（以下この項において「特定任命」という。）をされた職員のうち、特定日給料月額が、当該特定任命をされた日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 26 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 27 附則第21項又は第23項から第25項までの規定による給料を支給される職員に対する第21条第5項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第21条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第21項又は第23項から第25項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 28 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員	240,700	252,600	256,900	293,100	310,500	325,200	349,400	385,300	418,100
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	240,700	252,600	256,900	293,100	310,500	325,200	349,400	385,300	418,100
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

に改める。

(警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第13条 警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年高知県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料」を「、その発令の日に受ける給料」に、「除く。）」を「除く。）」以下この条において同じ。）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額^の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月

1 日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。) から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。) が基準日の前日における新定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年) を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年) に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員) を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

4 第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新一般職員給与条例」という。) 附則第18項から第26項までの規定、第10条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下「新学校職員給与条例」という。) 附則第18項から第29項までの規定及び第12条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例(以下「新警察職員給与条例」という。) 附則第18項から第28項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「年齢65年到達年度の末日」という。) までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。) に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。) であって

- て、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（県が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）

における前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年をいう。以下同じ。）に達している者（新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年相当年齢に達しているものを、従前の

勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、地方公務員法第22条の5第3項において準用する同法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年が基準日の前日における新定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している職員とする。

第10条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項から第8項までにおいて同じ。）であって職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（新定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下この条において同じ。）をしている暫定再任用職員であって職員の給与に関する条例の適用を受けるものに対する前項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用職員であって公立学校職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 育児短時間勤務をしている暫定再任用職員であって公立学校職員の給与に関する条例の適用を受けるものに対する前項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用職員であって警察職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

6 育児短時間勤務をしている暫定再任用職員であって警察職員の給与に関する条例の適用を受けるものに対する前項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して

得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 7 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第 号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用職員を除く。））」とする。
- 8 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第 号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用職員を除く。））」とする。
- 9 暫定再任用短時間勤務職員であって職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 10 暫定再任用短時間勤務職員であって公立学校職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 11 暫定再任用短時間勤務職員であって警察職員の給与に関する条例の適用を受けるものの給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 12 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、次に掲げる規定を適用する。
 - (1) 新一般職員給与条例第15条第2項
 - (2) 第5条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第23条及び第24条第

1 項

- (3) 新学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書、第15条の4第2項ただし書及び第18条第2項
 - (4) 新警察職員給与条例第15条第2項
 - (5) 附則第19条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第3項及び第6項、第4条、第5条第2項並びに第13条第1項
 - (6) 附則第24条の規定による改正後の公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第6条の2第1項
 - (7) 附則第25条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第3項及び第6項、第4条、第5条第2項並びに第13条第1項
 - (8) 附則第27条の規定による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第3項、第4条、第5条第2項及び第13条第1項
- 13 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定の適用については、同条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。
- 14 暫定再任用短時間勤務職員は、第11条の規定による改正後の高知県警察の設置及び定員に関する条例第10条第1項の規定の適用については、同項ただし書に規定する短時間勤務の職を占める警察職員とみなす。
- 15 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、次に掲げる規定を適用する。
- (1) 新一般職員給与条例第21条第3項
 - (2) 新学校職員給与条例第22条第3項及び第23条の2第2項
 - (3) 新警察職員給与条例第21条第3項
- 16 新一般職員給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 17 新学校職員給与条例第23条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再

任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

18 新警察職員給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

19 次に掲げる規定は、暫定再任用職員には適用しない。

- (1) 職員の給与に関する条例第5条、第6条、第9条の2から第11条まで、第11条の3、第11条の4、第13条の2及び第13条の3
- (2) 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）第3条第2号、第2号の3、第4号、第4号の2及び第11号
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）第5条から第6条の5まで及び第16条
- (4) 公立学校職員の給与に関する条例第6条、第7条、第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3
- (5) 警察職員の給与に関する条例第5条、第6条、第9条の2から第11条まで、第11条の3、第13条の2及び第13条の3

20 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項において「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「受ける者」とあるのは、「受ける者及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第 号）附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者」とする。

21 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第14条第1項第2号及び第3号の規定の適用については、同項第2号中「地方公務員法第29条第3項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第8条第6項の規定によりみなして適用する地方公務員法第29条第3項」と、同号及び新退職手当条例第14条第1項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」とあるのは「暫定再任用職員に対する免職処分」とする。

22 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年相当年齢が基準日の前日における新定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後、基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用することができず、新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(60歳超臨時的任用職員等に関する経過措置)

第13条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における60歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された公立学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する臨時的任用職員（以下この条において「60歳超臨時的任用職員」という。）の給料月額は、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、暫定再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における60歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における60歳超臨時的任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項第2号の規定を準用する。

4 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、60歳超臨時的任用職員には適用しない。

第14条 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における61歳に達した日後の最

初の4月1日以降に任用された公立学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する臨時的任用職員（以下この条において「61歳超臨時的任用職員」という。）の給料月額、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、暫定再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における61歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における61歳超臨時的任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項第2号の規定を準用する。

4 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、61歳超臨時的任用職員には適用しない。

第15条 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間における62歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された公立学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する臨時的任用職員（以下この条において「62歳超臨時的任用職員」という。）の給料月額は、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、暫定再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

2 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間における62歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

3 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間における62歳超臨時的任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項第2号の規定を準用する。

4 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間、62歳超臨時的任用職員には適用しない。

第16条 令和10年4月1日から令和12年3月31日までの間における63歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された公立学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する臨時的任用職員（以下この条において「63歳超臨時的任用職員」という。）の給料月額は、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、暫定再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

2 令和10年4月1日から令和12年3月31日までの間における63歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

3 令和10年4月1日から令和12年3月31日までの間における63歳超臨時的任用職員に対

して支給する勤勉手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項第2号の規定を準用する。

- 4 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、令和10年4月1日から令和12年3月31日までの間、63歳超臨時的任用職員には適用しない。

第17条 令和12年4月1日から令和14年3月31日までの間における64歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された公立学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する臨時的任用職員（以下この条において「64歳超臨時的任用職員」という。）の給料月額、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、暫定再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

- 2 令和12年4月1日から令和14年3月31日までの間における64歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

- 3 令和12年4月1日から令和14年3月31日までの間における64歳超臨時的任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項第2号の規定を準用する。

- 4 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、令和12年4月1日から令和14年3月31日までの間、64歳超臨時的任用職員には適用しない。

（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第18条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項」に改める。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第19条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条、第5条第2項及び第13条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

第20条 高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成21年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「定めるところよる」を「定めるところによる」に改める。

第4条第2号を次のように改める。

（2） 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条の規定により退職した場合（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第21条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則第26項」を「附則第6項」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第22条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第5条の3」を「第5条の3の2」に、「附則第26項から第28項まで、附則第30項、附則第33項及び附則第34項」を「附則第6項から第8項まで」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第23条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項」に改める。

（公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部改正）

第24条 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の1項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 給与条例附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料の額との合計額」とする。

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第25条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正す

る。

第3条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条、第5条第2項及び第13条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第26条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年高知県条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「次項」を「附則第4項」に改め、附則第3項を次のように改める。

3 公立学校職員の給与に関する条例附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「その差額」とあるのは、「その差額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第27条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）」を「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）」に改める。

第4条、第5条第2項及び第13条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第28条 職員の再任用に関する条例（平成12年高知県条例第3号）は、廃止する。

第 号

高知県職員の高齢者部分休業に関する条例議案

高知県職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和4年9月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除き、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（第3条第1項において「県費負担教職員」という。）を含む。以下同じ。）の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢)

第2条 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、当該職員の定年から5年を減じた年齢とする。

(高齢者部分休業の承認)

第3条 任命権者（県費負担教職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、前条に定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の承認は、当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位として行うものとする。

3 第1項の規定により職員が申請する場合において、当該申請において示す日は、前条に定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日でなければならない。

(高齢者部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第14条、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第17条又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第

15号) 第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次に掲げる額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(1) 給料の月額

(2) 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額

(3) 地域手当その他の人事委員会規則で定める手当の月額の合計額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱い)

第5条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項又は高知県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年高知県条例第号)第5条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項又は高知県職員の高齢者部分休業に関する条例第5条」とする。

(高齢者部分休業の承認の取消し等)

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長の承認)

第7条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(人事委員会規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後において高齢者部分休業をするため、第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けようとする職員は、同日前においても、同項の規定の例により、当該承認を申請することができる。

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について

国家公務員における定年引上げと同様に職員の定年を段階的に引き上げるとともに、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、60歳に達した職員の給与の特例等について定めるもの。

改正理由

改正内容

施行期日：令和5年4月1日（情報提供・意思確認制度のみ公布日施行）

1. 定年の段階的引上げ

- ・ 現行の60歳の定年を国に準じ段階的に引き上げて65歳とする。
- ・ 段階的な引上げは下記のとおり

年度	R4現在	R5～6	R7～8	R9～10	R11～12	R13
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

42

※地方公務員の定年は国家公務員を基準に条例で定める（地公法第28条の6②）

2. 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- ・ 組織の新陳代謝を促進し、組織活力を維持するため、管理監督職の職員は、60歳到達後、最初の4月1日までに管理監督職以外の職へ降任する。

※管理監督職：校長、副校長、教頭、事務長（2等級）、船長

3. 60歳に達した職員の給与

- ・ 職員の給料月額とは、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料月額の7割とする。

（役職定年により降任した職員の給料は、降任前の給料月額7割を確保）

- ・ 60歳超臨時的任用教職員は、現在の再任用職員との権衡を図ることとして改めるが、7割措置対象職員との権衡を図ることに改める。

4. 退職手当

- ・ 職員が60歳に達した日以後、定年前に非違なく退職した場合は、定年退職として退職手当を算定。
- ・ 給料の7割措置により退職手当額が不利とならないよう「ピーク時特例」を適用

5. 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・ 職員が短時間勤務を希望する場合に、60歳に達した日以後定年前にいったん退職した上で短時間勤務の職に採用することができる制度を導入（任期は定年退職相当日まで）。

6. 暫定再任用制度の導入

- ・ 定年の段階的な引上げ期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置（令和13年度まで）。

7. 情報提供・意思確認制度の新設

- ・ 職員が60歳に達する前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するよう努める。

8. 高齢者部分休業制度の新設

- ・ 定年から5歳引いた年齢（例：定年が63歳のときは58歳）以上の職員が希望するときは、公務運営に支障がない限り1週間の勤務のうち2分の1を超えない範囲で勤務しないことを認める。

定年の段階的引上げについて

- 国家公務員のスケジュールと同様に、以下のとおり段階的に定年を引上げ。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65
S32.4.2 ～ S33.4.1	65歳 再任用 ⑤										
S33.4.2 ～ S34.4.1	64歳 再任用 ④	65歳 暫再 ⑤									
S34.4.2 ～ S35.4.1	63歳 再任用 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤								
S35.4.2 ～ S36.4.1	62歳 再任用 ②	63歳 暫再 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤							
S36.4.2 ～ S37.4.1	61歳 再任用 ①	62歳 暫再 ②	63歳 暫再 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤						
S37.4.2 ～ S38.4.1	60歳 定年 退職	61歳 暫再 ①	62歳 暫再 ②	63歳 暫再 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤					
S38.4.2 ～ S39.4.1	59歳	60歳	61歳 定年 退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
S39.4.2 ～ S40.4.1	58歳	59歳	60歳	62歳 定年 退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
S40.4.2 ～ S41.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再		
S41.4.2 ～ S42.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年 退職	65歳 暫再	
S42.4.2 ～ S43.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年 退職

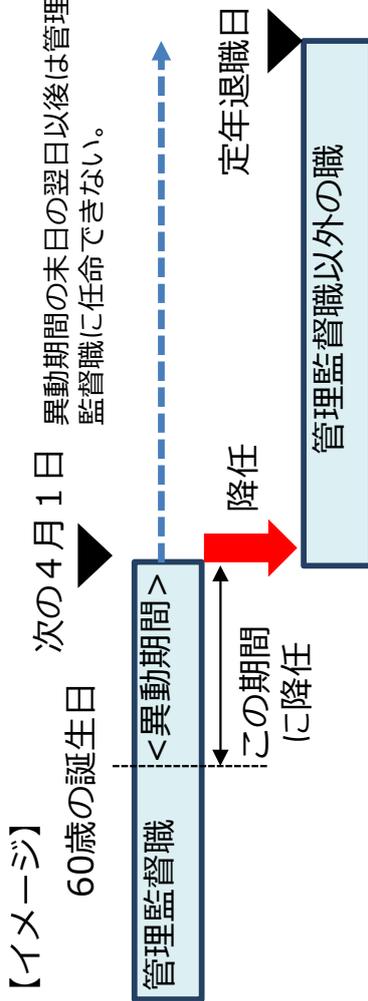
・役職定年降任：60歳に達した次の4/1までに降任
 ・定年前再任用短時間勤務：60歳以後
 ・給与7割措置：60歳に達した次の4/1から

暫再（暫定再任用）

管理監督職勤務上限年齢について

管理監督職勤務上限年齢制

管理監督職は60歳に達した日の翌日から、最初の4月1日までの期間（異動期間）に降任（教諭へ降任を想定）



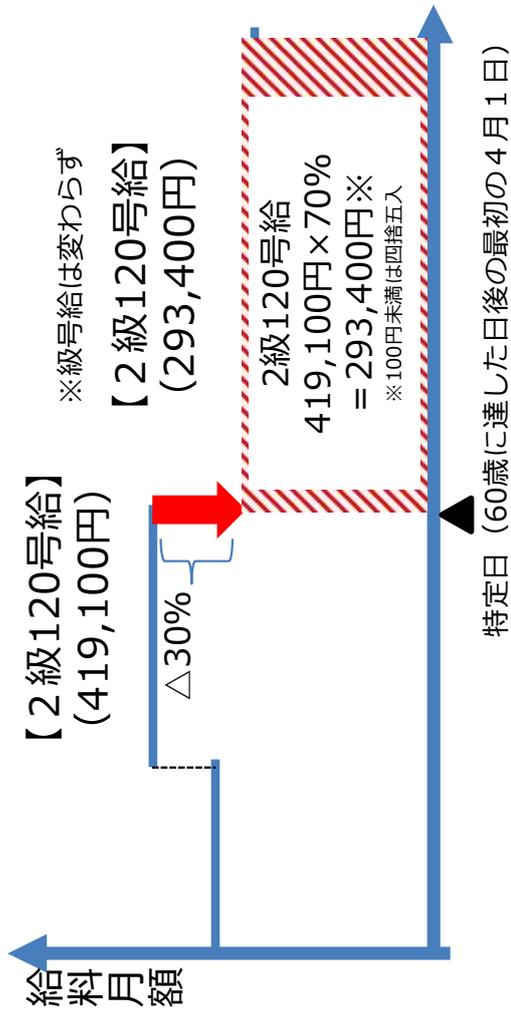
例外措置

	特例任用1	特例任用2
概要	職務遂行上の特別な事情や職務の特殊性等から、降任により著しい支障が生ずる場合（例：特別なプロジェクトなど）	特定管理監督職群※について、降任により欠員の補充が困難となり著しい支障が生ずる場合
給料7割措置	適用除外	7割措置対象
該当職	制度開始時点は該当なし	校長、副校長、教頭（R9年度まで）

※特定管理監督職群：職務が類似し、欠員補充が困難な管理監督職のグループ（人事委員会規則で規定）

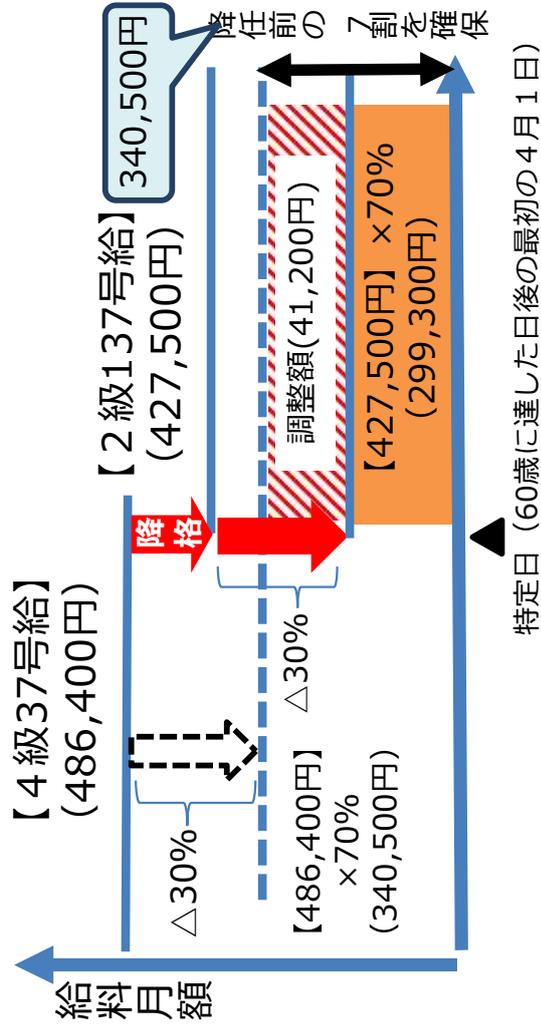
60歳に達した職員の給与等について

60歳職員の給料7割措置（高校教諭→高校教諭）



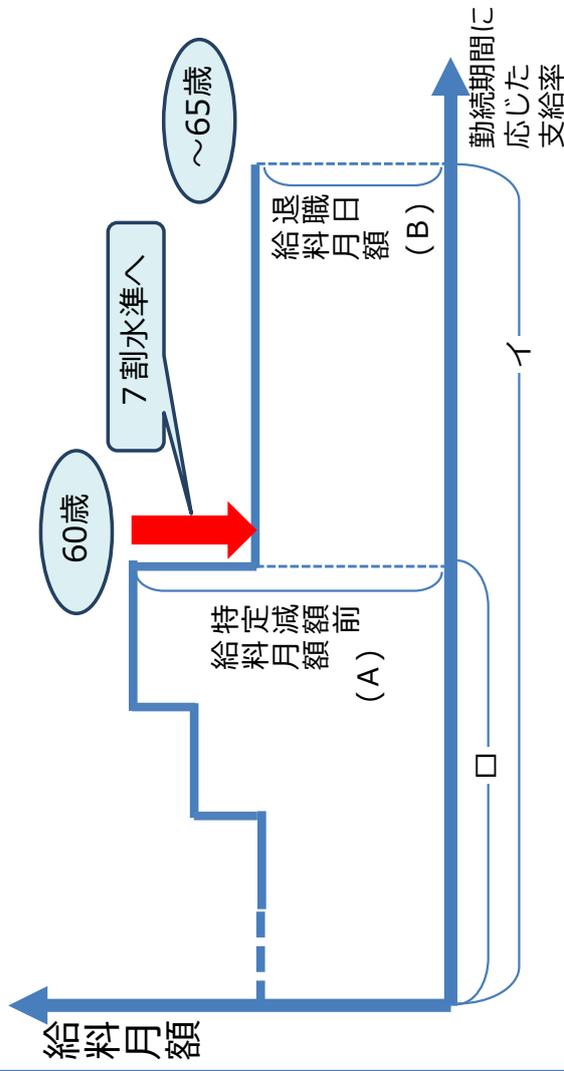
役職定年により降任された職員の場合（高校校長→高校教諭）

校長時の給料月額の7割を教諭となった後も支給
校長時：管理職手当 教諭時：教職調整額 等が支給



退職手当について

- ・60歳以後、定年前に退職した者の退職手当は、当分の間、定年退職として基本額を算定。
- ・給料の7割措置で退職手当が減額されないよう「ピーク時特例」を適用



退職手当の基本額

$$= \text{退職日の給料月額} \times \text{勤続期間に応じた支給率} \times \text{調整率}$$

「ピーク時特例」の計算方法

$$= (A) \times (\square) \times \text{調整率} + (B) \times ((\square) - (\square)) \times \text{調整率}$$

◆ 特定日以後の給料7割水準の職員

「特定減額前給料月額」は、特定日前の最も高かった給料月額
「退職日給料月額」は退職日の給料月額（7割水準の給料月額）